

広島県シルバー福祉生活協同組合からのおしらせ

住所不明組合員の自由脱退手続きに関する公告

定款第10条第2項及び第3項の規定に基づき、令和3年12月末日を基準日として、次の2つの条件を同時に満たす組合員を「みなし脱退対象者」とさせていただきます。

- ①令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間、増資、減資、または住所変更の手続きが行われず、かつ生協事業の利用が確認できない組合員。
- ②令和2年9月と令和3年9月に組合員に発送した「生協だより」をお届けできず、宛先不明で返送され、登録された電話番号にても連絡がとれない組合員。

上記の条件に当てはまると思われる組合員は、ご住所の確認をさせていただきますので、お手数ですが下記の電話番号までご連絡ください。

令和3年2月末日までにご本人からのご連絡がなく、実在が確認できないときは、定款第10条第2項「脱退の予告があったものとみなし」自由脱退の手続きをさせていただきます。

今回のみなし自由脱退手続きの対象となっている方（みなし脱退対象者）は、本部事務所備え付けの「みなし脱退対象者名簿」に掲載されております。

この名簿にご自分のお名前が掲載されている可能性のある場合は、至急下記生協事務局へお申し出下さい。所在が判明した場合、みなし脱退対象者より除外します。

令和4年2月1日
広島県シルバー福祉生活協同組合
代表理事理事長 近本肥千

公告期間

令和4年2月1日から令和4年2月28日まで

お問い合わせ先

広島県シルバー福祉生活協同組合 事務局
084-926-8350 (月曜～土曜の 9:00～18:00)